

ともしあひだ



令和7年(2025年)8月22日発行

本号では、特別支援教育コーディネーターが携わる教育相談の進め方や、自立活動研修の報告を掲載しています。是非ご一読ください。

1 教育相談について



特別支援教育に関する教育相談の進め方

特別支援教育に関する保護者からの教育相談として、就学に関する相談、保護者との日常的な連携が挙げられます。

障がいのある児童生徒の相談では、気になる子どもの気付きと実態把握が大切です。小学校・中学校や特別支援学校へ就学するにあたり、希望する学校で就学相談を実施しています。保護者や子どもが特別支援学校や小学校・中学校で教育相談（就学相談）を受け、それぞれの教育の特色を理解した上で就学先を検討していくことが必要です。

特別支援学校における各障がいの就学基準は、「学校教育法施行令第22条の3」に定められています。この基準を参考にして、本人や保護者の意向を最大限に尊重しながら学校との合意形成を図り、就学先が決定されます。就学相談では、それぞれの学びの場における教育の特色を示し、保護者が子どもの姿と照らし合わせて考えることができるような相談が大切になります。

相談担当者には、「児童生徒の実態把握」「適切な情報提供」「保護者の意向を尊重する姿勢」の3つの視点が必要で、児童生徒の実態に合った就学先のメリットやデメリットを考えて、保護者に情報提供することです。その際、学校から子どもの就学先を示すことがないよう留意する必要があります。それぞれの就学先における教育内容を分かりやすく伝えることで、保護者が選択しやすいうにしたり、その後の学校見学を促していったりすることが大切です。

また、中学校や特別支援学校高等部卒業後の進路を見越した中長期の視点も必要となり、子どもの適した就学先（学びたい教育課程）を選択できるような相談が望ましいと言えます。

コラム 「読み書き」の苦手な子どもの理解と支援

このような子どもへの支援では、やみくもに繰り返し学習することは学習定着につながらないだけでなく、本人の学習不適応感を生んでしまう場合があります。どうして読めないのか、苦手さの背景にある特性を理解した上で、適切な支援をすることが大切です。

文字を読む際の、情報処理の過程でのつまづきや何らかの苦手さを抱えていたり、文章をスラスラと音読するため必要な「流暢性（自動化能力）」の課題だったりすることが考えられます。その苦手さをカバーするために、パソコンやタブレットなど代替手段の効果的な活用などが挙げられます。

おすすめの本

発達障害がある子のための「暗黙のルール」 マナーと決まりがわかる本

(ブレンダ・スミス・マイルズ 他・著 赤石書店)

「この優れたガイドブックは、社会性—認知障害のある人が、日常生活での人との関わりを支配する、ことばで表されないルールや期待を理解するのに大変役に立ちます。著者は巧みで単刀直入な親しみやすい語り口で、豊富な研究と経験をもとに優れた洞察を示し、実用的なルールを紹介しています。」 * 本書「推薦のことば」より引用



2 自立活動研修の報告

自立活動研修①～身体支援のコツ～

本校には小学部・中学部・高等部と全学部において車イスやバギーを使用している児童生徒が在籍しています。そのような子ども達との学習や学校生活の中で、教員と一緒にストレッチをしたり着替えさせたりすることも少なくありません。安全・安心に子ども達と関われるように身体支援に関する知識や技術を共有し、深められるように『身体支援のコツ』と題して研修を行いました。

研修では、上肢や下肢の持ち方・支え方・動かし方、上衣・下衣（おむつ含む）の着せ方・脱がせ方、移乗の仕方を学びました。普段とは反対の介助される児童・生徒役を演じることで、身体を動かされる感覚を感じ、心地よい動かし方について考える良い機会となりました。



声を掛けてもらえると安心するな。

右手通すよ！

質量のある頭・肩・腰を支えよう！！



体が密着していると安心するな。

車いす mini 講座

本校では、日常的に車椅子を使用している児童生徒が在籍しています。そのため例年、新学期が始まる前に、新・転入職員を中心に、車椅子の講座を行っています。

自立活動教諭の木村先生より、車いすや座位保持装置種類とその特徴についてや操作のポイントを学び、実際に乗ったり、乗せたりする体験を行いました。



車椅子を操作する前に点検しましょう！



段差はこわいな...